

ご遺族の方へ

—死亡に伴う手続きのご案内—

この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。
この冊子では、死亡届をご提出されましたことに伴い、
亡くなられた方に関するお手続きの担当窓口をご案内いたします。
該当する項目のある方は、各担当窓口にてお手続きください。

太田市役所・藪塚本町サービス係窓口受付時間
(土日祝日・年末年始を除く)
午前8：30～午後5：15

東サービスセンター・西サービスセンター窓口受付時間
(年末年始を除く)
午前10：00～午後7：00

太田市

目 次

市民課 関係	…
（印鑑登録・火葬・マイナンバー・住基カード・パスポート・戸籍）	
国民健康保険課 関係	…
（国民健康保険）	
医療年金課 関係	…
（公的年金・福祉医療・後期高齢者医療）	
介護サービス課 関係	…
（介護保険被保険者証・各種減額認定証等・介護保険料）	
障がい福祉課 関係	…
（障害者手帳・障害福祉・福祉手当）	
市民税課 関係	…
（市県民税・軽自動車税・自動車税・車両名義変更及び廃止）	
資産税課 関係	…
（固定資産税・土地及び家屋名義変更）	
こども課 関係	…
（児童手当・児童福祉手当・児童扶養手当）	
環境対策課 関係	…
（犬の飼い主が亡くなられたとき）	
農地や森林の土地を相続した方	…
土地区画整理事業地内の土地を相続した方	…
空き家を相続した方	…
水道の所有者、使用者（名義人の方）	…
不要になったものの処分について	…
八王子山公園墓地（納骨堂）の使用等について	…
太田市斎場ご利用についてのご願い	…
相続登記のご案内	…
戸籍謄抄本等の請求について	…

※この一覧は、死亡に伴う手続きのすべてを網羅しているわけではございませんので、ご了承ください。


市民課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>印鑑登録をしていた方</p> <p>印鑑登録は抹消になります。 印鑑登録証を返納してください。</p>	
	<p>太田市斎場以外の火葬場をご利用になった方</p> <p>火葬室使用料分について、葬祭を行った方(喪主等)に対して助成金を支給しています。 助成金は金融機関への口座振込となり、限度額は3万円です。申込期限は火葬を執行してから30日以内です。</p> <p>申請は、右記窓口に必要書類をご提出いただくか、市民課へご郵送ください。</p> <p>【必要なもの】</p> <p>①申請書(振込先口座番号の記入及び記名押印) ②火葬室使用料の領収書の原本</p> <p>なお、①申請書は、太田市窓口にて死亡届をされた際にお渡ししています。太田市役所警備室または太田市以外の市町村役場に死亡届をされた場合は、申請書を郵送しますので市民課までお知らせください。</p>	<p>本庁舎1階 市民課 《直通》 0276-47-1937</p> <p>東サービスセンター 西サービスセンター 藪塚本町庁舎1階 藪塚本町サービス係 各行政センター(太田行政センター・藪塚本町行政センターを除く)</p>
	<p>マイナンバーカード(顔写真つきのカード) 通知カード(マイナンバーが記載された紙のカード) をお持ちだった方</p> <p>手続き及びカードの返納の必要はありません。 ※返納を希望する場合には、ご持参ください。</p>	<p>本庁舎1階 市民課 《直通》 0276-47-1937</p>
	<p>住民基本台帳カードをお持ちだった方</p> <p>カードは使用できなくなります。返納してください。</p>	
	<p>パスポート(有効旅券)をお持ちだった方</p> <p>パスポートは失効します。右記へ返納してください。</p> <p>【必要なもの】</p> <p>①有効旅券 ②亡くなられたことが確認できる書類 ③来庁する方と亡くなられた方との関係が確認できる書類</p>	<p>東サービスセンター (石原町81 イオンモール 太田内2階) 《直通》 0276-40-1122</p>

国民健康保険課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>国民健康保険の加入者が亡くなったとき</p> <p>○葬祭を行った方(喪主様)に葬祭費(5万円)が支給されます。 【必要なもの】 ・亡くなった方の ①国民健康保険証(国民健康保険証兼高齢受給者証) ②マイナンバーが分かるもの ・葬祭を行った方の ③本人確認書類(免許証等) ④マイナンバーが分かるもの ⑤印鑑 ⑥通帳(申請者と口座名義人が異なる場合、委任状が必要) ⑦葬儀の領収書(写しでも可)または会葬礼状</p> <p>※国民健康保険証以外をお使いの方は、勤務先または各健康保険組合へ確認してください。</p> <p>※社会保険等離脱後3ヶ月以内に亡くなった場合は社会保険等から埋葬料が支給されるため、国民健康保険からは支給されません。(亡くなった方が社会保険等の被保険者本人であった場合に限る。)</p> <p>○上記手続き終了後に、保険証を返納してください。 なお、離脱手続きは不要です。</p>	<p style="text-align: center;">本庁舎1階 国民健康保険課 《直通》 0276-47-1825</p> <p style="text-align: center;">東サービスセンター 西サービスセンター 藪塚本町庁舎1階 藪塚本町サービス係 各行政センター(太田行政センター・藪塚本町行政センターを除く)</p>
	<p>亡くなった方の被扶養者が社会保険等の資格を失い、国民健康保険に加入するとき</p> <p>【必要なもの】 ①社会保険離脱証明書 …勤務先に、社会・共済保険等の記号番号、被保険者・扶養者の氏名、資格喪失日、社印等を記入してもらったもの ②世帯主と該当者全員のマイナンバーが分かるもの ③届出人の本人確認書類</p>	<p style="text-align: center;">本庁舎1階 国民健康保険課 《直通》 0276-47-1825</p> <p style="text-align: center;">東サービスセンター 西サービスセンター 藪塚本町庁舎1階 藪塚本町サービス係 各行政センター(太田行政センター・藪塚本町行政センターを除く)</p>
	<p>国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちだった方</p> <p>返納してください。</p>	<p style="text-align: center;">本庁舎1階 国民健康保険課 《直通》 0276-47-1825</p> <p style="text-align: center;">東サービスセンター 西サービスセンター 藪塚本町庁舎1階 藪塚本町サービス係 各行政センター(太田行政センター・藪塚本町行政センターを除く)</p>
	<p>国民健康保険税について</p> <p>国民健康保険税の税額が変更になることがあります。 その場合には、葬祭費申請者または相続人宛に翌月以降、変更の通知を送付します。 また、新たに国保加入者の世帯主となった方については、翌月以降、納税通知書を送付します。</p>	<p style="text-align: center;">本庁舎1階 国民健康保険課 《直通》 0276-47-1966</p>

医療年金課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>公的年金を受給していた方及び加入していた方</p> <p>国民年金・厚生年金受給者及び加入者は手続き内容により、受付窓口が異なります。 手続き内容及び受付場所の案内をさせていただきますので、医療年金課に相談してください。 ※共済年金のみの方は各共済組合へ相談してください。</p>	<p>本庁舎1階 医療年金課 (福祉医療年金係) 《直通》 0276-47-1941</p> <p>太田年金事務所 (小舞木町262番地) 《代表》 0276-49-3716</p>
	<p>福祉医療(児童、母子・父子家庭、重度心身、高齢重度)を受給していた方</p> <p>福祉医療費受給資格者証返納の届出が必要です。</p>	<p>本庁舎1階 医療年金課 (福祉医療年金係) 《直通》 0276-47-1940</p>
	<p>夫または妻が亡くなり、18歳未満の児童を扶養している方</p> <p>福祉医療(母子・父子家庭)の申請の相談をしてください。</p>	
	<p>群馬県後期高齢者医療の加入者(75歳以上又は65～74歳で一定の障害をお持ちだった方)</p> <p>葬祭を行った方(喪主様)に葬祭費が支給されます。 (葬祭執行日から2年以内の申請に限ります)</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>【電子申請でのお手続き】 葬祭費の支給については原則葬祭執行者様の口座へ振込になります。 注意事項を確認の上、上記のQRコードよりお手続きください。 ※口座名義人が葬祭執行者(喪主様)本人の場合のみ電子申請で受付することができます。 ※3点の画像の添付が必要になります。事前にご用意ください。</p> <p>①葬祭を行ったことが確認できる葬祭執行者(喪主)様の氏名が記載されているもの(会葬御礼、葬祭に要した費用の領収書等) ◇死亡届の写しは受付できません。</p> <p>②葬祭執行者(喪主)様の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</p> <p>③葬祭執行者(喪主)様の振込口座が分かる通帳(銀行名、支店名、口座番号等が確認できるページ)</p> <p>【申請書でのお手続き】 上記以外の場合は、申請書を郵送しますので医療年金課までお知らせください。また、お近くの行政センター(太田行政センターを除く)や、サービスセンターにて申請書をお渡しいたしますのでご利用ください。 ※申請書でのお手続きについても3点の書類①～③が必要です。</p>	<p>本庁舎1階 医療年金課 (後期高齢者医療係) (後期高齢者保険料係) 《直通》 0276-47-1926</p>
	<p>後期高齢者医療保険料について</p> <p>ご存命の期間で後期高齢者医療保険料の金額を再計算し、翌月以降に変更通知を送付します。 お預かりしすぎている場合は還付の申請書、不足している場合は納付書を同封します。</p>	

介護サービス課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>介護保険被保険者証について</p> <p>被保険者証を返納してください。また、介護保険負担割合証をお持ちの方は併せて返納してください。</p>	<p>本庁舎1階 介護サービス課 《直通》 0276-47-1939 0276-47-1938 0276-47-1948</p>
	<p>介護保険の各種減額認定証等の交付を受けていた方</p> <p>認定証等(介護保険負担限度額認定証・訪問介護利用者負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)を返納してください。</p>	
	<p>65歳以上の方の介護保険料について</p> <p>介護保険料の金額が変更になることがあります。詳しくは、介護サービス課へお問い合わせください。 40～64歳までの方は加入している医療保険者へご相談ください。</p>	

障がい福祉課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口	
	<p>障害者の手帳をお持ちだった方</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を返納してください。</p>	<p>本庁舎1階 障がい福祉課 《直通》 0276-47-1828</p>	
	<p>特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給されていた方</p> <p>手当喪失手続きを行います。 ※お持ちいただくもの等については、障がい福祉課までお問い合わせください。</p>		
	<p>自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)を受給されていた方</p> <p>受給者証を返納してください。</p>		
	<p>福祉タクシー料金給付利用券の交付を受けていた方</p> <p>交付済みの福祉タクシー料金給付利用券を返納してください。 ※受給資格喪失届の提出も必要となります。</p>		
	<p>思いやり駐車場利用証をお持ちだった方</p> <p>利用証を返納してください。</p>		
	<p>心身障害者扶養共済制度に加入されていた方、扶養共済制度に係る年金を受給されていた方</p> <p>年金請求や資格喪失の手続きが必要です。 ※お持ちいただくもの等については、障がい福祉課までお問い合わせください。</p>		
	<p>じん臓機能障がい等通院交通費助成金を受けていた方</p> <p>死亡時に同居されていた方については、未支払分の交通費の請求手続きが必要になります。 【必要なもの】 ・相続人名義の通帳、印鑑</p>		
	<p>NHK放送受信料の減免を受けていた方</p> <p>手帳を所持していた方が亡くなった旨をNHK前橋放送局に伝えてください。 ※NHK前橋放送局 営業部 027-251-1714</p>		
	<p>有料道路通行料の減免を受けていた方</p> <p>ETC 利用登録で減免を受けていた方は、手帳を所持していた方が亡くなった旨を有料道路ETC 割引登録係に伝えてください。 ※有料道路ETC 割引登録係 045-477-1233</p>		
	<p>自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けていた方</p> <p>手帳を所持していた方が亡くなった旨を関係機関に伝えてください。 【軽自動車の場合】市民税課 0276-47-1931 【普通自動車の場合】太田行政県税事務所 0276-31-3261</p>		
	<p>障害福祉サービス(障害児通所サービスを含む)を利用されていた方</p> <p>受給者証を返納してください。</p>		<p>本庁舎1階 障がい福祉課 《直通》 0276-47-1929</p>
	<p>日中一時支援(日帰り短期)・移動支援を利用されていた方</p> <p>受給者証を返納してください。</p>		

市民税課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>市・県民税が課税されていた方</p> <p>市・県民税が課税されていた場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。詳しくは、右記へお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎2階 市民税課 (市民税一係) 《直通》 0276-47-1932</p>
	<p>軽自動車税が課税されていた方</p> <p>軽自動車税が課税されていた場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。詳しくは、右記へお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎2階 市民税課 (諸税係)</p>
	<p>原付バイク(125cc以下)、特定小型原付(電動キックボードなど)、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)をお持ちだった方</p> <p>名義変更・又は廃車の手続きをしてください。 手続き・車種によって必要書類が異なりますので右記窓口へお問い合わせください。</p>	<p>軽自動車税課税事務 原動機付自転車・ 小型特殊自動車等登録窓口</p> <p>《直通》 0276-47-1931</p>
	<p>普通自動車、126cc以上のバイクをお持ちだった方</p> <p>名義変更・又は廃車の手続きをしてください。 手続き・車種によって必要書類が異なりますので右記窓口へお問い合わせください。</p>	<p>関東運輸局 群馬運輸支局 (前橋市上泉町 399番地の1) 《電話》 050-5540-2021</p>
	<p>三輪・四輪の軽自動車をお持ちだった方</p> <p>名義変更・又は廃車の手続きをしてください。 手続き・車種によって必要書類が異なりますので右記窓口へお問い合わせください。</p>	<p>軽自動車検査協会 群馬事務所 (前橋市五代町 1047番地2) 《電話》 050-3816-3109</p>
	<p>自動車税(軽自動車以外)について</p> <p>右記へお問い合わせください。</p>	<p>群馬県自動車税 事務所 (前橋市上泉町 397番地5) 《電話》 027-263-4343</p>

資産税課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>土地・登記してある家屋の名義変更について</p> <p>法務局に相続登記の申請をしてください。 相続登記の手続き方法や必要なものは、右記にお問い合わせください。 18ページ参照</p>	<p>前橋地方法務局 太田支局 (鳥山下町387-3) 《電話》 0276-32-6100</p>
	<p>法務局の登記簿に登記されていない家屋(未登記家屋)の名義変更について</p> <p>以下を提出してください。 【必要なもの】</p> <p>①家屋補充課税台帳登録内容変更届出書 ②遺産分割協議書 (原本をお持ちください。確認後、お返しします。) ③戸籍謄本(全部事項証明書)、改製原戸籍、除籍謄本など、被相続人と相続人の関係がわかるもの ※戸籍謄本の取得に関しては20ページ参照 ④印鑑登録証明書(相続人本人のもの) ※申請より3ヶ月以内のもの</p>	<p>本庁舎2階 資産税課 家屋係 《直通》 0276-47-1819</p>
	<p>固定資産税について</p> <p>土地・家屋の名義変更が完了するまでの間、固定資産税の納付等の手続きを行っていただくため、後日(概ね2か月後)相続人代表者指定届を送付させていただきます。相続人の皆様でご相談のうえ相続人代表者を選んでいただき、資産税課へ提出してください。 なお、この届出書は固定資産税に関するものであり、法務局の登記名義人の変更や相続の権利放棄を行うものではありません。</p>	<p>本庁舎2階 資産税課 管理・償却資産係 《直通》 0276-47-1933</p>

こども課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>児童手当を受給していた方</p> <p>未支払分の児童手当をお子様名義の口座に振り込む手続きが必要になります。 また、児童手当の受給者を今後児童を養育することになる方へ変更する手続きが必要になります。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子様の <ul style="list-style-type: none"> ①通帳 ・養育者の <ul style="list-style-type: none"> ②健康保険証 ③通帳 ④マイナンバーが分かる書類 	<p>本庁舎3階 こども課 (児童給付係) 《直通》 0276-47-1942</p>
	<p>交通事故や労災事故で亡くなられた方</p> <p>交通事故(自動車事故や鉄道事故)、労災事故で亡くなられた方に児童がいる場合、児童福祉手当・援助金・入学祝金が対象になります。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①養育者の通帳 ②事故の詳細が分かる書類 	
	<p>児童扶養手当を受給していた方</p> <p>未支払分の手当について、お子様名義の口座に振り込みする手続きが必要となりますので、お子様名義の通帳をお持ちください。 今後お子様を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。詳しい手続きについては右記載の窓口にお問い合わせください。</p>	

環境対策課 関係

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>犬の飼い主が亡くなったとき</p> <p>【犬の新しい飼い主が市内の場合】 環境対策課まで飼い主変更の届出をしてください。</p> <p>【犬の新しい飼い主が市外の場合】 飼い主が住んでいる自治体にて手続きをしてください。</p> <p>【飼い主が決まらない場合】 群馬県動物愛護センターへご相談ください。</p>	<p>本庁舎5階 環境対策課 《直通》 0276-47-1893</p> <p>群馬県動物愛護センター 東部出張所 (西本町41-34) 《直通》 0276-55-0731</p>

森林の土地や農地を相続した方

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>森林の土地を相続した場合</p> <p>相続により森林の土地を取得した場合は、所有者となった日から90日以内に農業政策課へ届出が必要です。地目「山林」が森林とは限りませんので、事前に右記にお問い合わせください。</p>	<p>新田庁舎1階 農業政策課 《直通》 0276-20-9714</p>
	<p>農地を相続した場合</p> <p>相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)により農地の権利(所有権や賃借権等)を取得された方は、農業委員会への届出書の提出が必要です(概ね10カ月以内)。 詳細については、右記にお問い合わせください。</p>	<p>新田庁舎1階 農業委員会事務局 《直通》 0276-20-9715</p>

土地区画整理事業地内の土地を相続した方

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>土地区画整理事業地内の仮換地を相続された方</p> <p>法務局での相続登記完了後、<u>清算金取扱者が新所有者と異なる場合</u>には所有権移転届を提出してください。</p> <p>※清算金取扱者＝新所有者の場合には、所有権移転届の提出は不要です。 ※清算金取扱者等についての説明を受けたい場合、右記の受付窓口へお問い合わせください。</p>	
	<p>土地区画整理事業地内の保留地を相続された方</p> <p>保留地は法務局にて登記が存在しないため、土地区画整理事業完了まで事業施行者が台帳にて所有権等を管理しています。相続の際には手続きが必要となります。該当される方は提出書類及び提出方法をご説明いたしますので、右記の受付窓口へお問い合わせください。</p>	<p style="text-align: center;">本庁舎6階 市街地整備課 《直通》 0276-47-1841</p> <p style="text-align: center;">尾島東部 土地区画整理組合 (太田市粕川町520番地 尾島庁舎1階) 《直通》 0276-52-2061</p>
	<p>※土地区画整理事業に該当する町名について(参考)</p> <p>【太田駅周辺土地区画整理事業】 東本町、本町、浜町、飯田町、新島町の各一部</p> <p>【東矢島土地区画整理事業】 東矢島町、南矢島町、西矢島町、高林寿町の各一部</p> <p>【宝泉南部土地区画整理事業】 中根町、下田島町、泉町、新田木崎町の各一部</p> <p>【尾島東部土地区画整理】 阿久津町、岩松町、尾島町、堀口町、すずかけ町の各一部 ※尾島東部地区につきましては、尾島東部土地区画整理組合へお問い合わせください。</p>	

空き家を相続した方

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>空き家の相談をしたい方</p> <p>住んでいた家が、空き家になることで、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがあるため、空き家の適切な管理をお願いします。 空き家に関するご相談は、右記の窓口へご連絡ください。</p>	
	<p>空き家の売買・賃貸をしたい方</p> <p>市では空き家を売りたい方(貸したい方)から空き家の情報を提供してもらい、買いたい方(借りたい方)へ情報を提供する空き家バンクの制度を運用しています。 空き家バンクに関するご相談は、右記の窓口へご連絡ください。</p>	<p>本庁舎7階 まちづくり推進課 《直通》 0276-47-1843</p>
	<p>空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除を利用したい方</p> <p>空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震基準を満たした家屋を譲渡、または取り壊しをした後にその敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。 詳細については、所管の税務署か右記の窓口へお問い合わせください。</p>	

水道の所有者、使用者(名義人)の方

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>水道を引き続き使用する場合</p> <p>名義変更の手続きが必要です。 【必要なもの】 ①所有者変更届(企業団HP又は窓口にあります) ②現所有者が確認できる書類 ※状況に応じて添付書類が異なりますので、右記までお問い合わせください。</p>	群馬東部水道企業団 太田本所1階 お客様センター (浜町11番28号) 《直通》 0276-45-2731
	<p>水道の使用を一時的にやめる場合</p> <p>中止の手続きが必要です。 窓口へ直接お話しください(電話でのお手続きも可能です)。</p>	
	<p>水道の使用を廃止する場合</p> <p>給水装置の撤去工事が必要です。 企業団の指定工事店へ、撤去工事依頼をお願いします。 (申請は指定工事店がお客様の代理として行います。) ※撤去工事費用は所有者の負担となります。</p>	
	<p>その他、振替口座の変更、給水装置の所有者の変更の手続きが必要な場合があります。 右記受付窓口までお問い合わせください。</p>	

不要になったものの処分について

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>処分するものが多量にある場合</p> <p>下記施設へ直接搬入をお願いします。</p> <p>【クリーンプラザ】もえるごみ 【リサイクルプラザ】もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・危険ごみ</p> <p>◎処理料金 10kgあたり130円(家庭ごみの場合) ◎受入時間 月曜日～金曜日 午前8:30～正午、午後1:00～4:45 土曜日 午前8:30～正午 ◎定休日 日曜日、祝日・休日及び12月31日～1月3日 ※年末(12月29日～30日)の受入時間は「広報おおた」等でご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長辺が250cm以上の粗大ごみは搬入できません。 ●品目によっては搬入量の制限があります。(例:畳・ふとんなど) ●家電リサイクル法対象品など市で処理できないごみは、販売店・専門業者へ依頼してください。 ●古紙類(新聞・雑誌・本・ダンボール・雑がみなど)は、行政センター(尾島行政センターを除く)及び生涯学習センターのリサイクル倉庫に出すこともできます。 ●予約制で粗大ごみの戸別収集も行っております。(事前に清掃事業課へ電話予約、1回おおむね5品まで) <p>※ご自身で搬入できない場合は、太田市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に依頼してください。</p>	<p>クリーンプラザ、リサイクルプラザへのごみの搬入に関する こと 太田市外三町 広域清掃組合 (細谷町604-1) 《直通》 0276-33-7980</p> <p>家庭ごみの分け方と出し方、 許可業者および戸別収集の 予約等について 清掃事業課 (細谷町604-1) ※リサイクルプラザ 管理棟2階 《直通》 0276-31-8153</p>

八王子山公園墓地(納骨堂)の使用等について

チェック	手続きの内容	受付窓口
	<p>八王子山公園墓地</p> <p>現在、墓地の新規分譲は、行っておりません。</p>	
	<p>八王子山公園墓地納骨堂を使用したいとき</p> <p>右記へお問い合わせください。 <使用できる方> ・太田市に住所を有する方で、親族の焼骨をお持ちの方 ・死亡時において太田市に住所を有していた親族の焼骨をお持ちの方 ※申請時に死体火葬許可証または改葬許可証の提出が必要となります。</p>	<p>花と緑の課 (西本町34-25) 《直通》 0276-32-6599</p>
	<p>八王子山公園墓地の使用者が納骨するとき</p> <p>右記へお問い合わせください。 納骨時に死体火葬許可証または改葬許可証の提出が必要となります。</p>	
	<p>八王子山公園墓地の使用者が亡くなられたとき</p> <p>右記へお問い合わせください。 使用者の承継の手続きが必要となります。</p>	

太田市斎場ご利用についてのお願い

このたびは誠にご愁傷さまでした。心よりお悔やみ申し上げます。

さて、誠に恐れ入りますが、太田市斎場のご利用に際しましては、下記の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

《火葬について》

○死体（胎）火葬室使用許可証は、当日の火葬前に事務所に提出してください。

火葬終了後に火葬執行済の証明を記入してお返ししますので、お帰りの際、事務所まで引き取りにお越しく下さい。

○ご遺体は、出来る限りお棺に納めて搬入するようにお願いします。

○ご遺体の搬入時間については、指定された火葬時間の1時間前から10分前の間に到着するようにお願いいたします。

○抹香、ローソク等の火葬に伴う消耗品は事前にご準備願います。

○火葬炉を傷めたり、失火する恐れがありますので、下記のものは絶対に棺の中に入れてください。(可燃物でも多量に入れないでください。)

ガラス製品類（ビン等）	硬貨等	プラスチック・ビニール類	
毛布・布団類	多量の衣服（着物等）	多量の生花	本・雑誌類
	ドライアイス	金属製品類（缶詰等）	
危険物類（スプレー、ガスライター等）		その他不燃物類	

○収骨後の遺品等の回収・持ち帰りはできません。

○ペースメーカーは出来る限り取り外してください。取り外していない場合、火葬炉の破損や事故に繋がるため、火葬前に必ず係員にご連絡ください。

○火葬棟内での撮影等をご遠慮ください。

○その他の事項

- ・公共施設につき、お清め、心づけ等については、固くお断りいたします。
- ・待合室（控室）は、火葬時間中について無料で1部屋、ご利用いただけます。
- ・施設、器物等を破損した場合は、太田市斎場条例第11条により損害賠償をお願いする場合がございます。
- ・施設内では係員の指示に従ってください。

《式場の予約をされた方へ》

○申し込み（事前手続き等）について

・式場を使用する場合は、円滑な式典運営のために必ず予約後使用前（可能であれば前日まで）に、斎場管理事務所にて申し込みの手続き及び事前打合せを行ってください。式場利用料金や利用上の注意等についてご説明いたします。

《その他》

○休場日について

太田市斎場は友引日を休場日としています。ただし通夜利用は可能です。

○駐車場について

駐車場は約170台分ありますが敷地内外に分散しているため、当日は時間の余裕を持ち、可能な限り乗り合わせにてご来場をお願いいたします。

〈使用料〉

区分	種別	規模	単位	使用料		利用時間
				死亡者または 利用者が太田市民	左記以外	
火葬室	年齢12歳以上		1体	無料	¥30,000	
	年齢12歳未満				¥15,000	
	死胎				¥10,000	
	手術肢体及び胞衣等		1個	¥1,300	¥2,600	
式場 (葬儀／通夜)	大式場	250席	1回	¥46,300	¥92,700	3時間
	◇ (祭壇不使用時)			¥36,000	¥72,100	
	中式場	162席		¥30,000	¥60,000	
	◇ (祭壇不使用時)			¥23,000	¥46,000	
	小式場	126席		¥23,600	¥47,300	
	◇ (祭壇不使用時)			¥13,300	¥26,700	
集会室 (葬儀／通夜)	第1集会室	62席	1回	¥3,800	¥7,600	3時間
	第2集会室※	約70名				
	第3集会室※	約45名				
	第5集会室※	約45名				
待合室	第1待合室	48席	1回	無料	無料	火葬中
	第2待合室	48席				
	第3待合室	48席				
安置室			1回	¥3,000	¥6,100	24時間

太田市斎場
群馬県太田市浜町66番52号
TEL 0276-45-5800

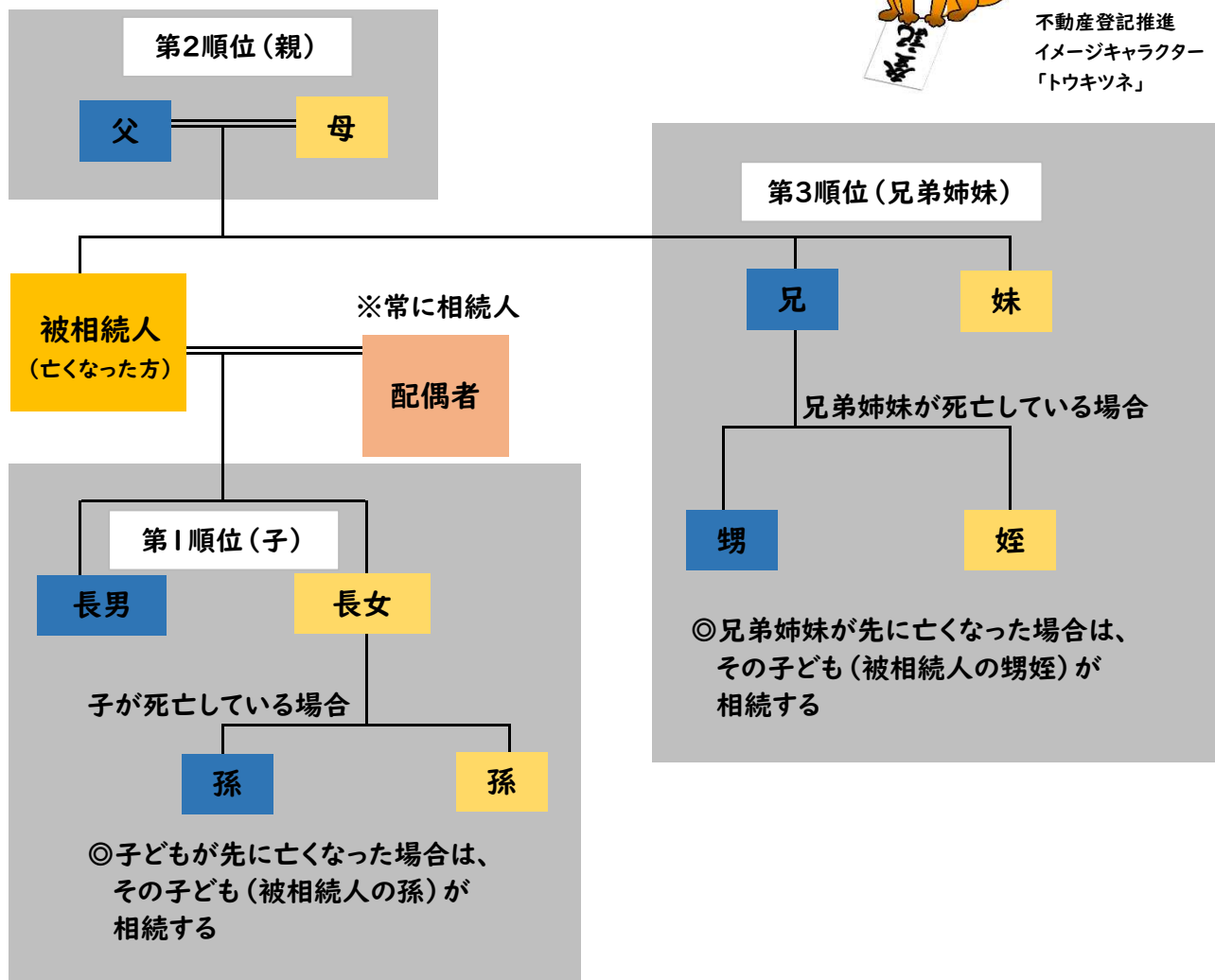
トウキツネがお知らせします 相続登記の話

初めまして、トウキツネです。
ここでは、相続やその登記について
お伝えします。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

? ①相続人って誰のことでしょうか？



? ②相続登記とは？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、その不動産の登記名義を被相続人(亡くなった方)から相続人に変更することです。

? ③相続登記は、しなくてはいけないのでしょうか？

相続登記の申請がされなかったために、所有者が不明な土地が増加しています。

令和6(2024)年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

参考 あなたと家族をつなぐ相続登記



司法書士アクセスブック



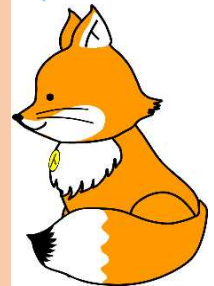
相続登記の必要書類について

相続登記には、「法定相続分による相続」・「遺産分割協議による相続」・「遺言による相続」があります。

◎基本的な必要書類「法定相続による相続」◎

- ①相続人全員の戸籍謄本
- ②被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本
- ③被相続人の住民票の除票
- ④不動産を取得する方の住民票
- ⑤相続する不動産の固定資産税の納税通知書又は評価証明書
- ⑥収入印紙(登録免許税を納めるために必要です)
- ⑦登記申請書・相続関係説明図
(相続関係説明図は、提出いただいた戸籍除籍謄本をお返すために必要です。)

もう少し詳しく
お話します。



※申請書と記載例は、こちらから
相続の様式は、17～22です。



上記のほかに、次のものが必要となります。

「遺産分割協議による相続」遺産分割協議書及び法定相続人全員の印鑑証明書

「遺言による相続」遺言書(自筆証書遺言と秘密証書遺言については、検認後のもの)

登録免許税の計算

(1)課税価格

毎年、市町村役場から通知される固定資産税の納税通知書に「価格」又は「評価額」と表記されている価格となります。

(2)登録免許税率

相続登記の場合は、1000分の4となります。

※登録免許税の計算方法は、
こちらの「登録免許税の計算について」から



相続登記に関する税率の軽減

(1)相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置

(2)不動産の価額が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置

※免税措置の詳細は、こちらから



※相続登記についてのご質問、ご相談は※

群馬司法書士会
群馬司法書士総合相談センター
TEL 027-221-0150

前橋地方法務局太田支局登記部門
TEL 0276-32-6100(代表)

群馬土地家屋調査士会
TEL 027-288-0033

戸籍謄抄本等の請求について

死亡届後の戸籍について(除籍の処理)

亡くなられた方の戸籍の記載(除籍)には10日程度かかります。届出地と本籍地が異なる場合はさらに10日程度かかります。

亡くなられた方の戸籍を請求する際は、戸籍の記載(除籍)が完了しているか、事前に本籍地の市町村役場にお問い合わせいただくことをお勧めします。

戸籍謄抄本等の本籍地の窓口での請求について

戸籍謄抄本等は本籍地で取得できます。

請求できるのは、該当の方の配偶者及び直系のご親族です。それ以外の方は委任状が必要です。

太田市本籍の戸籍を太田市で取得する場合は、市民課、各行政センター(太田行政センターを除く)、各サービスセンターをご利用ください。

顔写真付の本人確認書類(免許証等)をお持ちになって窓口へおいでください。

戸籍謄抄本等の本籍地への郵送請求について

本籍地が遠方であり、窓口に行くことが難しい場合は、郵送でのご請求も可能です。請求方法につきましては本籍地にお問い合わせください。

太田市 戸籍関係証明書手数料一覧(一部)

(他自治体では金額が異なる場合がありますのでお問い合わせください)

種類	単位	金額
戸籍全部事項証明	1通	450円
戸籍個人事項証明	1通	450円
戸籍一部事項証明	1通	450円
除籍全部事項証明	1通	750円
除籍個人事項証明	1通	750円
除籍一部事項証明	1通	750円
改製原戸籍謄本	1通	750円
改製原戸籍抄本	1通	750円
戸籍届記載事項証明	1件	350円
戸籍記載事項証明	1件	350円
除籍記載事項証明	1件	450円
除籍謄本	1通	750円
除籍抄本	1通	750円
戸籍の附票	1通	300円
戸籍の除附票	1通	300円

戸籍証明書の広域交付について

令和6年3月1日より、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求することができるようになりました。

*システムや回線の都合で、発行に時間がかかったり、発行できなかつたりする場合がありますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

*一部請求できない証明書がありますのでご注意ください。

【請求できる方】

本人・配偶者・直系尊属(父母・祖父母等)・直系卑属(子・孫等)

*きょうだいの戸籍証明書・除籍証明書は請求できません。

*郵送や委任状による請求、第三者請求及び職務上請求はできません。「請求できる方」が直接窓口にお越しください。

【請求に必要なもの】

官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

*上記のものをお持ちでない場合、請求できません。

【太田市内で請求できる場所・時間】

本庁舎、藪塚本町庁舎(平日午前8時30分～午後5時15分)

東・西サービスセンター(平日午前10時～午後5時15分)

*サービスセンターは上記以外の時間も営業していますが、広域交付の請求ができるのは上記の時間中のみです。

*行政センターでは請求できません。

*複数の本籍地に関わる戸籍を請求される場合、お時間がかかりますので時間に余裕を持ってお越しください。

【請求可能な証明書・手数料】

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本):450円

除籍全部事項証明書(除籍謄本)・改製原戸籍謄本:750円

【請求できない証明書】

コンピューター化されていない戸籍証明書・除籍証明書

一部事項証明

個人事項証明(戸籍抄本)

戸籍の附票の写し